

工 事 請 負 契 約 書 (案)

- 1 工 事 名 南風見治山工事
- 2 工 事 場 所 沖縄県八重山郡竹富町南風見地内
- 3 工 期 平成24年 月 日から
平成25年 3月13日まで
- 4 請 負 代 金 額 円. -
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額円. -)
- 5 契約保証金額 円. -
- 6 前 金 払 請負代金額の10分の4以内
- 7 あっせん又は調停を行う建設工事紛争審査会
〔沖縄県〕建設工事紛争審査会
- 8 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用削除 の 区 分	選 択 事 項		選 択 条 項
×	請負代金内訳書	要	第3条
○		不要	
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
○	銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
○	[] 主任技術者		第10条第1項第2号
×	[] 監理技術者		
×	支給材料及び貸与品		第15条
○	前金払		第34条第1項
×	中間前金払		第34条第4項
×	部分払	回以内	第37条
×	部分払の対象となる工場製品		第37条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第39条
×	瑕疵の修補又は損害賠償の請求	1年以内	第44条
○		2年以内	

9 解体工事に要する費用等 別紙2のとおり

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び平成 年 月 日に交付した国有林野事業工事請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 沖縄県那覇市久米2丁目5番7号
久米ビル5階
氏名 分任支出負担行為担当官
沖縄森林管理署長 佐藤 隆幸 印

受注者 住所
氏名

N01
冲縄森林管理署

工 事 名 南 風 見 治 山 工 事

南風見国有林 172 は林小班

明細書No. 1

明細書No. 1

明細名稱

山地治山(B)

西工部局 校片上
(構造) 別紙構造図のとおり
(単位: 坪)

八重山④

[illegible]

書 組 明

(構造) 別紙構造図のとおり

(単価:地区ブロック)
八重山④

[illegible]

書 經

明細書No. 3 天端工

山地治山(B)

(構造) 別紙構造図のとおり

八重山④

[illegible]

書籍

山地治山(B)

(構造)別紙構造図のとおり

[illegible]

書
經
明

(構造)

[illegible]

別紙 2

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容 及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 該当なし 円（税抜き）

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

建設資材廃棄物の 種 類	施 設 の 名 称	所 在 地

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 該当なし 円（税抜き）

特記仕様書

1 排出ガス対策型建設機械に関する事項

- (1) 本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「森林整備事業建設機械経費積算要領の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）」に示す排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。（排出ガス対策型建設機械を使用できない場合で、技術証明書等によりその効果が明らかな排出ガス浄化装置を装着した建設機械については、排ガス対策型建設機械と同等とみなす。）
- (2) 対象機種一覧

一般工事用建設機械	備考
・バックホウ ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・空気圧縮機（可搬式） ・発電発電機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの、油圧ハンマー、パイプロハンマー、油圧式鋼管圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、全回転オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン （エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

備考：道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものを除く。

2 建設工事に係る資材の再資源化に関する事項

- (1) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、工事請負契約書に分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用を記載する必要があることから、落札者は落札決定後、当該工事請負契約書に記載する分別解体等の方法等について、発注者と書面により協議を行うこと。
- (2) 建設物以外のものに係る分別解体等（土木工事等）

数量は明細書のとおり

3 使用材料等に係る事項

- (1) 使用するコンクリートは、レディーミクストコンクリート規格品とし、次によるものとする。

セメントの種類	骨材の種類	粗骨材の最大寸法	空気量	スランプ	呼び強度
高炉B種	普通骨材	40mm	4.5 ± 1.5%	8 ± 2.5 cm	材齢 28 日 18N/mm ²

なお、スランプについては、監督職員の承諾を受けた場合には5 ± 1.5 cmとすることができる。

- (2) 木材・木製品については、合法性・持続可能性が証明された木材・木製品を使用すること。
- (3) 合板型枠については、間伐材等混入の合板を使用すること。
- (4) 工事看板等については、木材を使用し、「間伐材、合法材利用促進工事」である旨を標記すること。

4 保険の付保及び事故の補償

- (1) 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

- (2) 受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- (3) 受注者は、建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を工事請負契約締結後原則 1 箇月以内に、発注者に提出しなければならない。

違約金に関する特約条項

第1条 発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）が平成 年 月 日付けで締結した南風見治山工事の請負契約（以下「本契約」という。）に関し、乙（共同企業体にあつては、その構成員）が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があつた場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

二 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があつた旨が明らかにされたとき。

三 本契約に関し、公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 本契約に関し、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

第2条 乙が前条の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.1パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 沖縄県那覇市久米2丁目5番7号 久米ビル5階

氏名 分任支出負担行為担当官

沖縄森林管理署長 佐藤 隆幸 印

請負者 住所

氏名

印